

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間

2025年11月1日～2030年10月31日の5年間

【目標 1】

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性...**20%**

女性...**60%**

『対策』

2025年11月～ 育児休業制度の理解を深めるために、職員研修を適時実施する。

【目標 2】

フルタイム職員の時間外・休日労働時間の平均を毎月 **30 時間未満**とする。

『対策』

2025年11月～ 上下半期決算ごとに時間外労働・休日労働の実態を調査し、改善が必要な事業所には職員の増員等の措置を講じる。

2025年11月～ 業務量の見直し、DX化による業務効率化などの取組を継続的に実施する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく計画

計画期間

2024年4月1日～2029年3月31日

【目標1】管理職(管理監督者)に占める女性比率を **25%以上**にする。

【目標2】有給休暇取得率 80%以上を維持継続する。

『取組内容』

2024年4月～ 女性労働者の公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリングを実施する

2024年4月～ 半年に一度、監事監査にて有給休暇取得率を報告し進捗管理する

女性の職業生活における活躍に関する情報

・2024.4月時点 労働者に占める女性労働者の割合 70.1%(263/375)

※内訳 正規 63.4%(154/243) 非正規 82.6%(109/132)

・2024.4月時点 管理職に占める女性の割合 21.4%(3/14)